【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第３項
【提出先】	四国財務局長
【氏名又は名称】	浮川　和宣
【住所又は本店所在地】	徳島県徳島市助任橋４－８－１
【報告義務発生日】	－
【提出日】	平成30年７月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	２名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	－

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャストシステム
証券コード	4686
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	ジャスダック証券取引所

【提出者に関する事項】

【提出者（大量保有者）／１】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川　和宣
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋４－８－１
事務上の連絡先及び担当者名	浮川　和宣
電話番号	03-5114-2525

【提出者（大量保有者）／２】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川　初子
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋４－８－１
事務上の連絡先及び担当者名	浮川　初子
電話番号	03-5114-2525

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年12月18日
訂正の内容	平成25年12月25日付をもって提出した変更報告書No.31の以下の記載事項に訂正すべき事項がありますので、金融商品取引法第27条の25第４項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。 第２　提出者に関する事項 訂正前の内容及び訂正後の内容は、以下の通りです（訂正箇所には下線を付しております。）。

第２ 【提出者に関する事項】

（訂正前）

２ 【提出者(大量保有者)／２】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成21年５月28日、株式会社AMコンサルティングとの間で提出者の保有株式数1,000,000株を同社に貸し付ける株券貸借書に関する契約を締結した。
平成21年12月９日、提出者の保有株式数2,500,000株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。
平成22年７月23日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、600,000株について質権設定を解除した。
平成22年８月30日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。
平成22年11月25日、提出者の保有株式数630,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成22年12月１日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。
平成22年12月８日、提出者の保有株式数300,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年２月９日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、200,000株について質権設定を解除した。
平成23年２月22日、提出者の保有株式数800,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年４月８日、提出者の保有株式147,200株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年６月23日、提出者の保有株式数50,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年８月９日、提出者の保有株式100,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年９月13日、提出者の保有株式数80,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年９月26日、提出者の保有株式数8,700株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。
平成23年10月４日、大和証券担保ローン株式会社に対して質権を設定した株式のうち、8,700株について質権設定を解除した。
平成23年10月19日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対して質権を設定した株式のうち、135,000株について質権設定を解除した。
平成23年10月28日、提出者の保有株式数140,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年12月19日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。
平成24年１月12日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。
平成24年１月18日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、50,000株について質権設定を解除した。
平成24年３月６日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、400,000株について質権設定を解除した。
平成24年９月26日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。
平成25年１月９日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年１月28日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年１月31日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、35,900株について質権設定を解除した。
平成25年２月５日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。
平成25年２月８日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年２月21日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、1,800株について質権設定を解除した。
平成25年２月25日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月４日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月７日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年３月８日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月８日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、150,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月11日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。
平成25年４月25日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。平成25年10月11日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。
平成25年10月21日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、250,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月10日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月10日、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、270,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月16日、提出者の保有株式数260,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成25年12月16日、提出者の保有株式数270,000株について、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した。
平成25年12月17日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月17日、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、274,500株について質権設定を解除した。
クロス取引により、平成25年12月17日に、提出者の保有株式数534,500株について野村證券株式会社に売却した。平成25年12月18日に、同株式数について野村證券株式会社から買戻した。
平成25年12月17日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。
クロス取引により、平成25年12月17日に、提出者の保有株式数300,300株について大和証券株式会社に売却した。平成25年12月18日に、同株式数について大和証券株式会社から買戻した。

（訂正後）

2 【提出者(大量保有者)／２】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成21年５月28日、株式会社AMコンサルティングとの間で提出者の保有株式数1,000,000株を同社に貸し付ける株券貸借書に関する契約を締結した。
平成22年11月25日、提出者の保有株式数630,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成22年12月８日、提出者の保有株式数300,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年２月９日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、200,000株について質権設定を解除した。
平成23年２月22日、提出者の保有株式数800,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年４月８日、提出者の保有株式147,200株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年６月23日、提出者の保有株式数50,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年８月９日、提出者の保有株式100,000株について、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した。
平成23年９月13日、提出者の保有株式数80,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成23年10月19日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対して質権を設定した株式のうち、135,000株について質権設定を解除した。
平成23年10月28日、提出者の保有株式数140,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成25年１月９日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年１月28日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年１月31日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、35,900株について質権設定を解除した。
平成25年２月５日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。
平成25年２月８日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。
平成25年２月21日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、1,800株について質権設定を解除した。
平成25年２月25日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月４日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。平成25年３月７日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月８日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。
平成25年３月11日、大阪証券金融株式会社(現：日本証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。
平成25年４月25日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。
平成25年10月21日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、250,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月10日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月10日、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、270,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月16日、提出者の保有株式数260,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。
平成25年12月16日、提出者の保有株式数270,000株について、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した。
平成25年12月17日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。
平成25年12月17日、日本証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、274,500株について質権設定を解除した。
クロス取引により、平成25年12月17日に、提出者の保有株式数534,500株について野村證券株式会社に売却した。平成25年12月18日に、同株式数について野村證券株式会社から買戻した。
クロス取引により、平成25年12月17日に、提出者の保有株式数300,300株について大和証券株式会社に売却した。平成25年12月18日に、同株式数について大和証券株式会社から買戻した。